

## 令和元年度木造住宅耐震化推進補助事業について

～木造住宅の耐震改修工事を支援します～

常陸大宮市では、地震災害に対する防災対策のために、木造住宅の耐震診断及び耐震改修計画・改修工事の費用を補助します。

### ○募集概要

番号	対象事業	事業内容・補助額等	募集戸数	募集期間
①	耐震診断	耐震診断士の派遣 (自己負担額2,000円)	2戸(先着順)	令和元年7月1日(月)～ 令和元年9月20日(金) 午前8時30分～午後5時00分
②	耐震改修計画	耐震改修計画策定に要する費用 の2/3の額 (上限100,000円)	2戸(先着順)	
③	耐震改修工事	耐震改修工事費の23%の額 (上限300,000円)	2戸(先着順)	

※募集期間は、土・日曜日、祝日を除く。

### ○対象住宅

#### ①木造住宅耐震診断士の派遣

市内にある戸建住宅で次の要件のすべてに該当するもの

- ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- ・建築基準法に規定する建築確認を受けているもの(建築基準法第6条第1項に該当しない建築物を含む)
- ・地上階数が2階以下、延べ床面積が30㎡以上のも
- ・木造であり在来軸組工法、伝統的工法及び枠組壁工法(ツーバイフォー)によって建築されたもの
- ・店舗等住宅以外の用途を兼ねる場合は、延べ床面積の2分の1以上が住宅のもの
- ・過去にこの制度により耐震診断を受けていないもの
- ・東日本大震災等災害で被災した住宅で、全壊・大規模半壊、半壊の判定を受けていないもの

#### ②耐震改修計画の策定

上記①の条件に加え、以下の要件すべてに該当するもの

- ・耐震診断における上部構造評点が1.0未満であること
- ・精密診断法により診断し、その耐震性を向上させるために作成する改修計画であること

#### ③耐震改修工事

上記①、②の条件に加え、以下の要件に該当するもの

- ・上記②の耐震改修計画に基づき耐震改修工事をおこなうもの

※詳しくは下記に問合せいただくか、ホームページをご覧ください。

### ○申込み資格

- ・上記の対象となる所有者及び世帯員が市税等を滞納していないこと。
- ・耐震改修工事を行う場合、市内に本店、支店又は営業所を有する建設業者が施工すること。

### ○申込方法

所定の申込書に必要書類を添付し、本庁都市計画課に提出してください。

**申込・問** 本庁 都市計画課 住宅・営繕G ☎52-1111 内線254

## 美和支所庁舎移転のお知らせ

美和支所は、建築から54年が経過し、老朽化で危険性が高いため、9月24日(火)から現庁舎南側の分庁舎(平成12年建築)に移転し、業務を開始します。

現庁舎は、10月から解体予定で、工事期間中の来庁の際には駐車場などご不便をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、移転に伴う業務内容・電話番号の変更はありません。

**問** 美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111 内線202